

○外務省告示第二百八十七号  
ブラジル連邦共和国政府は、平成十三年十月五日にロンドンで作成された、二千一年の船舶の有害な汚汚方法の規制に関する国際条約の批准書を平成二十四年二月二十日に国際海事機関事務局長に寄託した。よって、同条約は、平成二十四年五月二十日にブラジル連邦共和国について効力を生じた。(平成二十四年八月十四日付国際海事機関事務局長回章)  
平成二十四年八月十四日  
外務大臣 玄葉光一郎

○厚生労働省告示第四百八十号  
薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第七十七条の二第一項の規定に基づき、希少疾病用医薬品として次のものを指定したので、同条第二項の規定により公示する。  
平成二十四年八月十四日  
厚生労働大臣 小宮山洋子

医薬品の名称 予定される効能又は効果  
インターフェロンガンマ1a(遺伝子組換え) 菌状息肉症(内臓浸潤期を除く)及びSézary症候群  
MPR-1020 腎性シスチン症  
エプロジセートナ トリウム AAアミロイドシス  
ペンタムスチン塩酸 慢性リンパ性白血病

乳濁細胞培養A型インフルエンザHAワクチン(H5N1株) 新型インフルエンザ(H5N1)の予防  
乳濁細胞培養A型インフルエンザHAワクチン(プロトタイプワクチン) 新型インフルエンザの予防  
ミガラスタ塩酸塩 ファブリー病

メトレプレチン 脂肪萎縮症に起因する糖尿病又は脂質異常症の治療  
○厚生労働省告示第四百八十一号  
薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第七十七条の二の五第一項の規定に基づき、同法第七十七条の二第二項の規定による指定を取り消したので、同法第七十七条の二の五第三項の規定により公示する。  
平成二十四年八月十四日  
厚生労働大臣 小宮山洋子

医薬品の名称 予定される効能又は効果  
SUN11031 神経性食欲不振症(制限型)及び特定不能の摂食障害(摂食量が少なく、低体重で、無茶喰い又は排出行動がない場合)における経口摂食量の増加  
後天性免疫不全症候群の除脂肪体重の維持・増加

厚生労働大臣 小宮山洋子  
届けた者の氏名又は名称 厚生労働大臣 小宮山洋子  
及び住所 届けた者の氏名又は名称  
取消年月日  
第一三共株式会社 東京都中央区 平成二十四年五月十一日  
日本橋本町三丁目五番一号  
メルルクセロー株式会社 東京都品川区上大崎二丁目十三番十七号 平成二十四年六月十三日

○厚生労働省告示第四百八十二号  
東日本震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除去するための業務等に係る電離放射線障害防止規則(平成二十三年厚生労働省令第百五十二号)第二十五条の五第二項、第二十五条の九及び第二十七条第一項(第二十五条の五第二項及び第二十五条の九に係る部分に限る。)の規定により、次のように労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令(昭和四十七年労働省令第四十四号)第百二十二条第一項の指定除染等業務記録保存機関を指定したので、同令第百二十二条の規定に基づき告示する。  
平成二十四年八月十四日  
厚生労働大臣 小宮山洋子

名 称	事務所の所在地	指定年月日
公益財団法人放射線影響協会	東京都千代田区鍛冶町二丁目九番十六号	平成二十四年七月二十四日

○農林水産省告示第二千二十号  
森林法(昭和二十六年法律第百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。  
平成二十四年八月十四日  
農林水産大臣 郡司 彰

(一) 保安林の所在場所 北海道勇払郡占冠村字トマム五八七  
指定の目的 水源の涵養  
(二) 指定の目的 水源の涵養  
(三) 指定の目的 土砂の流出の防備

1 立木の伐採の方法  
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
保安林の所在場所 北海道中川郡音威子府村字チセ子シリ二九三の一(次の図に示す部分に限る。)

(二) 指定の目的 水源の涵養  
(三) 指定の目的 土砂の流出の防備  
1 立木の伐採の方法  
(1) 主伐は、択伐による。  
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(二) 指定の目的 土砂の流出の防備  
(三) 指定の目的 土砂の流出の防備  
1 立木の伐採の方法  
(1) 主伐は、択伐による。  
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(二) 指定の目的 土砂の流出の防備  
(三) 指定の目的 土砂の流出の防備  
1 立木の伐採の方法  
(1) 主伐は、択伐による。  
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。